

高等学校等就学支援金の手続について（お知らせ）

高等学校等就学支援金（授業料に対する支援）の支給を受ける場合、以下の手続が必要となりますので、必ず期限までに手続をしていただくようお願いします。

※期限までに手続をされない場合、高等学校等就学支援金の支給は受けられません
(期限後も手続はできますが、手続をするまでの期間の就学支援金は支給されません)

☆必要書類

- ①高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（初回時）
②個人番号カード（写）等貼付台紙

提出期限：令和5年4月24日(月曜日)

提出先:本校舎 1F 会計室

※就学支援金の支給区分について

保護者全員の 所得確認基準額の合計	支給区分	支給月額(※)		注意事項
		全日制	通信制(単位制)	
154,500 円未満	加算あり	33,000 円	1 単位あたり年間 4,812 円を基本としま すが、履修単位、履修期 間等により異なります ので、学校にお問い合わせ ください	※授業料額が上限とな りますので、記載の額よ り実際の支給額が低く なることがあります。
154,500 円～ 304,200 円未満	加算なし	9,900 円		

令和5年7月以降は令和5年度の住民税課税状況に基づき、支給区分の見直しを行います。

今回マイナンバーを提出いただき、認定された方は、7月に改めて手続きいただく必要はありません。

所得制限となった方で7月以降の再申請を希望される方は、改めて手続きが必要です。

～所得確認基準額とは～

以下の計算式により算出します。

〔計算式〕

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算します。

令和 年度

見本

給与所得等に係る市民税・県民税

特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

課税標準	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額
総所得③									
分厚短期譲渡所得④									
所得割額⑤									
所得割額⑥									
均等割額⑦									
税額控除額⑧									
所得割額⑨									
均等割額⑩									
税額控除額⑪									
所得割額⑫									
均等割額⑬									
控除不足額⑭									
既充当額⑮									
既納付額⑯⑰⑱									
変更前税額⑲									
増減額⑳⑰⑱									
変更月									

(単位:円)

調整控除の額は、税額控除額に含まれます。

【調整控除額】
概ね 1,500 円～
60,000 円

※令和5年4月～6月分については、生徒本人が平成18年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者（保護者が2名の場合は一方）の課税標準額から33万円を控除します。

お問い合わせ：六甲学院 会計室 電話番号 078-871-4566

令和 5 年 月 日

兵庫県知事 殿

高等学校等就学支援金

- ☒ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

- (次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)
- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	六甲学院高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 六甲学院高等学校	令和 5 年 4 月 1 日 ~ (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 日	学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	~ 年 月 日 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☐	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合				
②	☐	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）				
		<table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>ア</td> <td>親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>イ</td> <td>・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	☐	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	☐
☐	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合				
☐	イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等				
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）				
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合				
⑤	☐	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）				
		<table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>ア</td> <td>主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>イ</td> <td>・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等</td> </tr> </table>	☐	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	☐
☐	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合				
☐	イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等				
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等				

（２）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
☐ 生活扶助を受けている。		☐ 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。		☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等就学支援金 意向確認書

学校名	六甲学院高等学校
生徒氏名（自署）	
住所	

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知
☐	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の個人番号カードの写し等を提出いたします。	認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
☐	所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず4月中に提出してください。5月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。